

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は経営の透明性及び健全性を高める上で、経営チェック機能の充実が重要課題と認識しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は経営の透明性及び健全性を高める上で、経営チェック機能の充実が重要課題と認識しております。

### 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

#### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称                | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|-----------------------|----------|-------|
| ミスズ持株会                | 943,269  | 14.13 |
| 第一生命保険株式会社            | 624,000  | 9.35  |
| 濱井 三郎                 | 345,596  | 5.17  |
| 佐藤金属株式会社              | 336,522  | 5.04  |
| 浜井 啓子                 | 222,000  | 3.32  |
| 株式会社三井住友銀行            | 195,307  | 2.92  |
| 濱井 健一郎                | 180,800  | 2.70  |
| 富士精密株式会社              | 176,900  | 2.65  |
| 株式会社ミツウロコグループホールディングス | 175,692  | 2.63  |
| 株式会社みずほ銀行             | 155,307  | 2.32  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
|-----------------|----|

|        |    |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

### 3. 企業属性

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 JASDAQ    |
| 決算期                 | 12 月         |
| 業種                  | 機械           |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円未満      |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満        |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、支配株主を有さないので、該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |            |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

|                                          |        |
|------------------------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 <small>更新</small>             | 11 名   |
| 定款上の取締役の任期 <small>更新</small>             | 1 年    |
| 取締役会の議長                                  | 社長     |
| 取締役の人数 <small>更新</small>                 | 10 名   |
| 社外取締役の選任状況 <small>更新</small>             | 選任している |
| 社外取締役の人数 <small>更新</small>               | 2 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small> | 2 名    |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性  | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |     | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 手塚幸一  | 税理士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 吉羽真一郎 | 弁護士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名    | 監査等<br>委員 | 独立<br>役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                           |
|-------|-----------|----------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 手塚幸一  | ○         | ○        | ――           | 手塚幸一氏は税理士として企業財務・税務に<br>対し精通されており、当社に対し独立して監視<br>及び意見をできる立場であると判断した為独立<br>役員として選任いたしました。        |
| 吉羽真一郎 | ○         | ○        | ――           | 吉羽真一郎氏は、法律の専門家(弁護士)とし<br>ての豊富な経験と高い見識があり、当社に対し<br>独立して監視及び意見をできる立場であると判<br>断した為独立役員として選任いたしました。 |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

|        | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 3      | 1       | 1        | 2        | 社内取締役   |

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#)

なし

現在の体制を採用している理由 [更新](#)

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置く。当該使用人の異動、評価については、監査等委員会の同意を得ることとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

代表取締役と監査等委員会および監査法人は、適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識を深める。また、内部統制事務局(内部監査部門)と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて、内部統制事務局に調査を求める。

#### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 [更新](#)

なし

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#)

実施していない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

役員報酬等を管掌部門の中長期的な業績の実績・見通し等を総合的に勘案して決定している為。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 [更新](#)

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の報酬限度額については、2021年3月29日開催の第89回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は年額15,500万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額2,500万円以内と定めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等については、報酬限度額の範囲内において、取締役(監査等委員である取締役を除く)に関しては、取締役会からの委任を受けた代表取締役が、その役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮し、個別の報酬額を決定しております。監査等委員である取締役に関しては監査等委員である取締役の協議により決定しております。

### 【社外取締役のサポート体制】 **更新**

当社は、社外取締役が独立した立場から客観的・中立的な経営監視を行うため、監査機能を担う各監査等委員、内部統制部門および会計監査人と相互に連携するとともに、必要に応じて取締役会等において意見等を表明する体制をとっております。また、監査等委員は、監査等委員会において策定した監査計画および役割分担に基づき監査を実施し、内部統制部門および会計監査人と情報共有・意見交換を行い、取締役会において客観的、かつ、公正な立場から意見の表明が出来る体制をとっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、2021年3月29日開催の第89回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更議案が決議されたことに伴い、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。

監査等委員会設置後の企業統治の体制といたしましては、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会及び監査等委員会を設置しております。

取締役会は、代表取締役社長河西聡を議長とし、取締役10名(うち、社外取締役2名)で構成され、原則月1回の開催と必要に応じた臨時開催により、経営上の重要事項の意思決定を行うと共に、各取締役の業務執行を監視する機関と位置付け、運営を行っております。

監査等委員会は、監査等委員岡田信次郎を議長兼委員長とし、監査等委員3名(内、社外監査等委員2名)で構成され、原則月1回の開催と必要に応じた臨時開催により、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行うこととしております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

監査等委員会設置会社への移行は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を設置することで、取締役会の監督機構を強化するとともに、経営の透明性の向上や意思決定の迅速化を可能とすることにより、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

|               | 補足説明                                                 |
|---------------|------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 当社は株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保する為、招集通知の早期の発送に取り組んでおります。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

|                  | 補足説明                                                                                                                                                                                        | 代表者自身による説明の有無 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| IR資料のホームページ掲載    | URL <a href="http://www.hamai-net.com/corporate/ir/index.html">http://www.hamai-net.com/corporate/ir/index.html</a><br><br>ホームページ掲載の投資家向け情報の種類<br>・決算短信<br>・事業報告<br>・株価情報<br>・会社説明<br>・電子公告 |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IR担当部署名 管理本部<br><br>IR担当役員 常務取締役管理本部長 吉村真介<br>IR事務連絡担当者 常務取締役管理本部長 吉村真介                                                                                                                     |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

|                  | 補足説明                                                                                                                                                                 |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 気候変動や資源の枯渇、生態系への影響等が深刻化する中で、当社は事業活動を通して、世界的な課題である地球環境の保全と環境負荷の低減に取り組んでいます。本社・各工場・営業所において環境に配慮した設備を導入するとともに、環境対応製品の開発・販売を推進。廃棄物の削減と省資源化に努めることにより、地球環境問題の解決に貢献してまいります。 |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(基本的な考え方)

当期より監査等委員会設置会社に移行し、十分な監督機能を保持しつつ、経営の公正性及び透明性の向上を図り、迅速且つ適正な意思決定に基づく効率的な経営の執行が実現できる体制の構築を目指しております。

(整備の状況)

以下の各項目となります。

#### 1/取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・内部統制事務局を設置し、コンプライアンスに基づく企業活動を構築し、取締役、使用人を含め、法令、定款および社内規程の遵守、徹底を図る。
- ・取締役会は、取締役会規程を定め、月1回を原則として必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに法令に従い、相互に業務執行の監督をする。
- ・取締役の職務執行は、法令および監査等委員会の監査方針に従い、監査等委員会が監査する。
- ・内部統制事務局は、本方針に基づいた運用状況の確認を行い、改善を要する事項については、取締役会に報告する。

#### 2/取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程および文書管理規程に基づき、記録し、保存、管理する。
- ・上記記録は、文書として保存し、保存要領に定められた期間、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

#### 3/損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会は、事業の継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ・リスク管理委員会を設置し、各部門のリスク管理体制の整備を支援すると共に、全社的なリスクの把握および取組状況を監査し、結果を適時取締役会に報告する。
- ・各部門長および使用人は、自部門のリスク管理体制を適宜、整備・改善するとともに、自部門内に内在するリスクの洗い出し、リスクの軽減に努める。
- ・工場の安全および環境整備に関しては、安全対策のため、安全衛生委員会等をそれぞれ設置し、適宜整備・改善にと努める。

#### 4/取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・効率的な職務執行を執り行うため、分掌権限規程等によって、職務分掌を適切に定め、権限委譲をおこない機動的な意思決定に努める。
- ・適切な人事考課、充実した社員研修をおこない、社員モラルを高めるよう努める。

#### 5/使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・使用人は、法令および就業規則ならびに関連規程に基づき、企業理念・法令遵守、企業倫理に即した業務執行にあたり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行う。
- ・内部統制事務局は、各部門の業務監査・会計監査を実施し、不正の発見、防止およびその改善を図ると共に、監査結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

#### 6/当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社の連結子会社の経営については、子会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告および重要案件の事前協議を実施する等、損失の危険の監視を含め、適正な管理に努める。
- ・子会社は、当社と適切に連携し、効率的に業務を遂行するとともに、内部統制システムの整備を図る。

7/監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置く。
- ・上記使用人の異動、評価については、監査等委員会の同意を得ることとする。

8/当社および子会社の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社および子会社の取締役および使用人は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を認識した場合には、直ちに監査等委員会に報告するものとする。また、監査等委員会の求めに応じて、業務執行状況を報告する。
- ・当社および子会社は、監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。
- ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼす事実を発見した場合は、速やかに監査等委員会に報告する。

9/監査等委員の職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・当社は、監査等委員がその職務の遂行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員会の職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10/その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役と監査等委員会および監査法人は、適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識を深める。また、内部統制事務局と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて、内部統制事務局に調査を求める。

・監査等委員会は、代表取締役および取締役会に対して、監査方針および監査計画ならびに監査の実施状況・結果について適宜報告する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、市民社会の秩序を乱したり安全を脅かしたりする恐れのある反社会的勢力に対して毅然とした態度で接し、不当要求には一切応じない。反社会的勢力より不当要求がなされた場合は、拒絶の意思を明示するとともに速やかに所轄の警察署へ通報する。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

当社の企業統治の体制の概要は下記のとおりであります。

